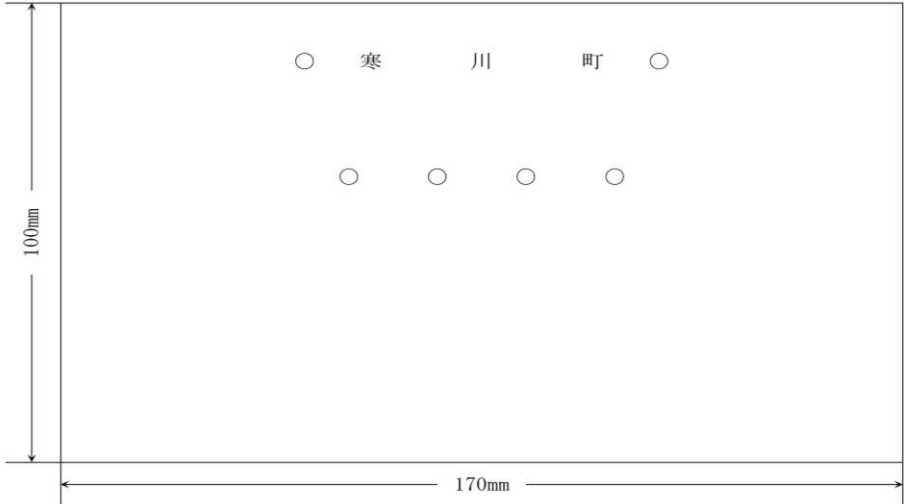
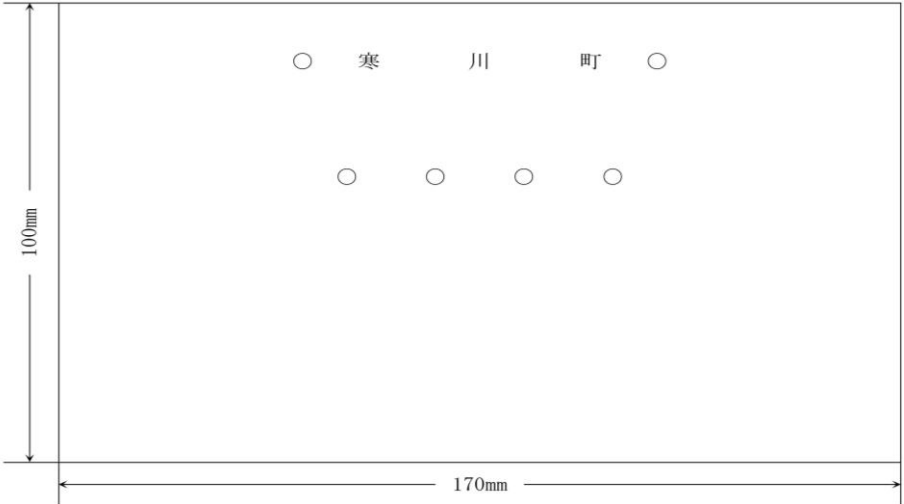
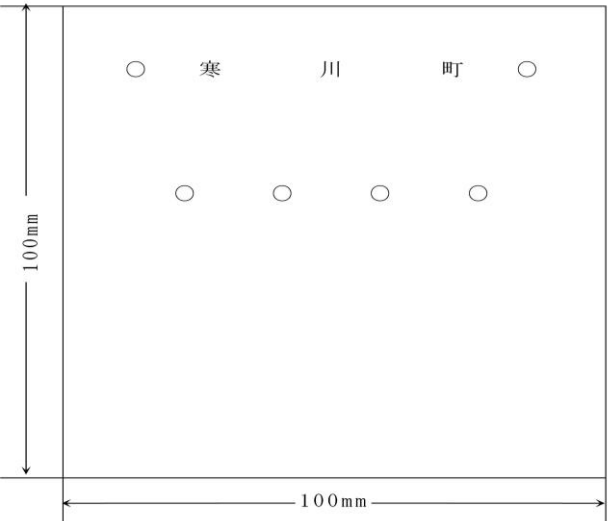


寒川町町税条例施行規則新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～	～ 略 ～
別 表（第23条関係）	別 表（第23条関係）
様 式 の 名 称 様 式 番 号	様 式 の 名 称 様 式 番 号
（略） （略）	（略） （略）
小型特殊自動車、 <u>原動</u> 第45号様式	小型特殊自動車、 <u>一般</u> 第45号様式
<u>機付自転車</u> 標識	<u>原動機付自転車</u> 標識
（加える）	<u>特定小型原動機付自</u> 第45号様式の2
	<u>転車標識</u>
（略） （略）	（略） （略）
第1号様式～第44号様式 （略）	第1号様式～第44号様式 （略）
<u>第45号様式</u>	<u>第45号様式</u>
<u>（別紙のとおり）</u>	<u>（別紙のとおり）</u>
（加える）	<u>第45号様式の2</u>
	<u>（別紙のとおり）</u>
第46号様式・第47号様式 （略）	第46号様式・第47号様式 （略）
	<u>附 則</u>
	<u>この規則は、令和5年7月1日から施行</u>
	<u>する。</u>

現 行	改 正 案
第45号様式 小型特殊自動車、原動機付自転車標識 	第45号様式 小型特殊自動車、一般原動機付自転車標識 
備考 1 標識の地の塗色は、次による。 (1) 50cc以下の原動機付自転車にあつては、<u>白</u> (2) 50ccを超え90cc以下の原動機付自転車にあつては、<u>黄</u> (3) 90ccを超え125cc以下の原動機付自転車にあつては、<u>桃</u> (4) 小型特殊自動車にあつては、<u>緑</u> (5) ミニカーにあつては、<u>薄青色</u> 2 標識の文字の塗色は、次によること。 (1) 軽自動車税種別割が課される原動機付自転車及び小型特殊自動車にあつては、<u>濃紺色</u> (2) 軽自動車税種別割が課されない原動機付自転車及び小型特殊自動車にあつては、<u>赤色</u>	備考 1 標識の地の塗色は、次による。 (1) 50cc以下の一般原動機付自転車（道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の5に規定する一般原動機付自転車をいう。以下同じ。）にあつては、<u>白</u> (2) 50ccを超え90cc以下の一般原動機付自転車にあつては、<u>黄</u> (3) 90ccを超え125cc以下の一般原動機付自転車にあつては、<u>桃</u> (4) 小型特殊自動車にあつては、<u>緑</u> (5) ミニカーにあつては、<u>薄青色</u> 2 標識の文字の塗色は、次によること。 (1) 軽自動車税種別割が課される一般原動機付自転車及び小型特殊自動車にあつては、<u>濃紺色</u> (2) 軽自動車税種別割が課されない一般原動機付自転車及

	<u>び小型特殊自動車にあつては、赤色</u>
(加える)	第45号様式の2 特定小型原動機付自転車標識  備考 <u>道路運送車両の保安基準第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車の標識の地の塗色は白色とし、文字の塗色は濃紺色とする。</u>